

○尼崎市公設地方卸売市場業務条例施行規則

平成19年3月30日

規則第29号

改正 平成20年3月28日

平成21年3月4日

規則第18号

規則第9号

平成26年3月31日

令和元年9月9日

規則第14号

規則第19号

令和2年6月19日

規則第41号

尼崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年尼崎市規則第27号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条－第16条）

第2節 仲卸業者（第17条－第25条）

第3節 売買参加者（第26条－第28条）

第4節 その他の事業者（第29条－第35条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第36条－第49条）

第4章 削除

第5章 市場施設の使用（第53条－第59条）

第6章 監督（第59条の2・第60条）

第7章 雑則（第61条－第64条）

付則

第1章 総則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成18年尼崎市条例第60号。以下「条例」という。）第4条、第7条第2項及び第4項第5号（条例第10条第4項において条例第7条第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）、第8条第2項及び第3項、第9条第3号、第10条第4項、第11条第1項各号列記以外の部分及び第4号並びに第2項、第12条、第13条第4項第4号、第14条第1項第3号、第15条第4項第4号（条例第18条第6項及び第27条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条第2項及び第3項、第17条第3号、第18条第6項、第19条第1項各号列記以外の部分及び第4号並びに第2項各号列記以外の部分（条例第23条第2項において条例第19条第2項の規定を準用する場合及び条例第27条第1項において条例第19条の規定を読み替えて準用する場合を含む。）、第20条（条例第27条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条第4項第4号、第22条第2号、第23条第1項各号列記以外の部分及び第3号、第24条第1項第1号エ、第2号及び第3号、第3項第2号並びに第4項第2号、第25条第2項及び第3項、第26条第1項第3号及び第2項第2号、第27条、第29条第4項及び第5項、第31条第3項（条例第34条第3項において準用する場合を含む。）、第35条第4項、第36条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分及び第3項、第39条、第41条第5項、第42条第1項、第2項及び第3項ただし書並びに第55条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第4条の規則で定める生鮮食料品等）

第2条 条例第4条の規則で定める生鮮食料品等は、次に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該号に定める生鮮食料品等とする。

- (1) 第5条第1号に掲げる青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品及び冷凍食品
- (2) 第5条第2号に掲げる水産物部 生鮮水産物並びにその加工品及び冷凍食品

2 生鮮食料品等のうち前項各号に掲げる取扱品目の部類のいずれに該当するか疑義のあるものの取扱品目の部類は、市長が決定する。

(臨時の休業又は営業)

第3条 卸売業者、仲卸業者、指定事業者及び関連事業者(以下この条において「卸売業者等」という。)は、その市場における業務について、開場日に臨時に休業し、又は休場日に臨時に営業することができる。この場合においては、卸売業者等は、あらかじめ、臨時休業等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(卸売の開始時刻等)

第4条 卸売業者は、市場の開場の時間の範囲内において、その卸売の開始時刻及び終了時刻を定めるものとする。

2 卸売業者は、その卸売の開始時刻及び終了時刻を定め、又は当該卸売の開始時刻若しくは終了時刻(以下「卸売開始時刻等」という。)を変更しようとする場合は、当該卸売を開始し、又は卸売開始時刻等を変更しようとする日の3日前までに、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、その卸売を開始するときは、サイレン等をもってその旨を市場内に周知しなければならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(規則で定める取扱品目の部類)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める取扱品目の部類は、次のとおりとする。

- (1) 青果部
- (2) 水産物部

(卸売の業務の承認の申請手続等)

第6条 条例第7条第3項の承認申請書(以下この条において「承認申請書」という。)には、次の各号に掲げる事項で同項の規定による申請(以下この条において「承認申請」という。)を行う者(以下この条において「申請者」という。)に係るものを記載しなければならない。

- (1) 名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- (2) 役員の氏名及び住所
- (3) 資本金又は出資金の額
- (4) 行おうとする卸売の業務の取扱品目
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 承認申請書には、次の各号に掲げる書類で申請者に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 役員に係る履歴書及び住民票の写し又はこれに代わるべき書類
- (4) 株主、出資者又は組合員の名簿
- (5) 条例第7条第4項第2号から第4号まで又は次項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (6) その承認申請を行う日(以下この項において「申請日」という。)前2年以内に終了した事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)における貸借対照表
- (7) 過去事業年度における損益計算書
- (8) 申請日前30日以内の日現在における純資産に係る調書
- (9) 申請日の属する事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (10) 法人の市町村民税の滞納がないことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 条例第7条第4項第5号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条の規定による条例第7条第1項の承認（以下「卸売承認」という。）の取消し又は条例第47条第1項若しくは第2項の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して3年を経過しない者
- (2) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人
- (3) 卸売の業務を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者
- (4) 卸売の業務の事業計画が適切でない者又はその遂行が確実と認められない者

（卸売業者の保証金の預託等）

第7条 条例第8条第1項の規定による同項の保証金（以下この条において「保証金」という。）の預託は、卸売の業務を開始する前に行わなければならない。

- 2 条例第8条第2項の規則で定める保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、別表第1の左欄に掲げる年間取扱金額（毎年5月1日に、市長が前年度における卸売業者の卸売金額の総額を参酌して決定した額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、前年度に市場において卸売の業務を行っていない卸売業者に係る保証金の額は、2,000,000円とする。
- 3 卸売業者は、保証金を預託した後において、保証金の額の増額があったときその他保証金に不足が生じたときは、市長が指定する期間内に、その不足する額を保証金として市に預託しなければならない。この場合において、当該期間内に当該額の預託を完了していないときは、当該期間の末日の翌日から当該額の預託を完了する日までは、その卸売の業務を行ってはならない。
- 4 保証金の預託は、現金を市に納付することにより行わなければならない。
- 5 市は、市場の使用につき卸売業者から収受する使用料及び実費弁償金に関し、条例第8条第1項又はこの条第3項の規定により預託された保証金（以下この条において「預託保証金」という。）について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。
- 6 卸売業者に対して卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託の対価に係る債権に関し、預託保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。
- 7 第5項の権利は、前項の権利に優先して行使することができる。
- 8 預託保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して2月を経過した後でなければ、返還しない。

（条例第9条第3号の規則で定める場合）

第8条 条例第9条第3号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 正当な理由なく1月以上継続して卸売の業務を休止したとき。
- (2) 正当な理由なく卸売の業務を遂行しないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により卸売承認を受けたとき。
- (4) 卸売の業務を公正かつ適確に遂行するために必要な資力及び信用を有しなくなったと認められるとき。

（卸売業者の事業の譲渡しの承認の申請手続）

第9条 条例第10条第3項の規定による申請（同条第1項の承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請」という。）は、当該承認申請に係る事業（以下この条において「譲渡事業」という。）の譲渡人及び譲受人が条例第10条第3項の承認申請書（当該承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請書」という。）に連署して行わなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、承認申請書について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「条例第10条第3項」と、「以下この条において「承認申請」という。）を行う者（以下この条において「申請者」という。）とあるのは「同条第1項の承認に係るものに限る。）に係る事業の譲受人（第1号に掲げる事項にあっては、当該事業の譲渡人及び譲受人」と読み替えるものとする。
- 3 承認申請書には、次の各号に掲げる書類でその譲渡事業の譲受人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があ

ると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 第6条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる書類
- (2) その承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）前2年以内に終了した事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）における貸借対照表
- (3) 過去事業年度における損益計算書
- (4) 申請日前30日以内の日現在における純資産に係る調書
- (5) 申請日の属する事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (6) 当該譲渡事業の譲渡しに係る契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（卸売業者の合併又は分割の承認の申請手続）

第10条 条例第10条第3項の規定による申請（同条第2項の承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請」という。）は、当該承認申請に係る合併又は分割の当事者たる法人が条例第10条第3項の承認申請書（当該承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請書」という。）に連署して行わなければならない。

2 第6条第1項の規定は、承認申請書について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「条例第10条第3項」と、「申請（）」とあるのは「申請（同条第2項の承認に係るものに限る。）」と、「を行う者（以下この条において「申請者」という。）」とあるのは「に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は承認申請に係る分割により卸売の業務を承継する法人（第1号に掲げる事項にあっては、承認申請に係る合併又は分割の当事者たる法人）」と読み替えるものとする。

3 承認申請書には、次の各号に掲げる書類でその承認申請に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又はその承認申請に係る分割により卸売の業務を承継する法人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 第6条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる書類
- (2) その承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）前2年以内に終了した事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）における貸借対照表
- (3) 過去事業年度における損益計算書
- (4) 申請日前30日以内の日現在における純資産に係る調書
- (5) 申請日の属する事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (6) その承認申請に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（卸売業者の事業の譲渡し等の不承認に関する条例の規定の技術的読替え等）

第11条 条例第10条第4項において条例第7条第4項の規定を準用する場合における同項の規定に係る技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第4項	前項	第10条第3項
	を行った者	に係る事業の譲受人又は当該申請に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人若しくは当該申請に係る分割により卸売の業務を承継する法人
	第1項	同条第1項又は第2項

2 第6条第3項の規定は、条例第10条第4項において読み替えて準用する条例第7条第4項第5号の規則で定める者について準用する。

(卸売業者の届出)

第12条 条例第11条第1項の規定による届出は、同項第1号又は第2号に該当するときは卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開し、又は廃止しようとする日の30日前までに、同項第3号又は次項第1号から第4号までのいずれかに該当するときはその該当する事由が生じた後速やかに、届出内容その他必要な事項を記載した届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 条例第11条第1項第4号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1項第2号から第4号までに掲げる事項のいずれかに変更があったとき。
- (2) 定款の変更その他市長が別に定める事項に係る総会の決議があったとき。
- (3) 条例第7条第4項第2号から第4号まで又はこの規則第6条第3項第2号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) その他市長が別に定める場合

3 条例第11条第2項の規定による届出は、同項に規定する事由が生じた後速やかに、破産手続開始の決定があった旨その他必要な事項を記載した廃業届に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(卸売業者の事業報告書の作成等)

第13条 条例第12条第1項の事業報告書(以下この条において「事業報告書」という。)は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)第21条第1項に規定する様式(以下「事業報告様式」という。)により作成しなければならない。

2 条例第12条第1項の規定による事業報告書の提出は、毎事業年度の末日の翌日から起算して90日を経過する日までに行わなければならない。

3 条例第12条第2項の規則で定める事項は、事業報告書に係る事業年度における貸借対照表及び損益計算書に記載された事項とする。

4 条例第12条第2項の規則で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項の規定により事業報告書を提出した卸売業者(以下この条において「対象卸売業者」という。)に対して卸売のための販売又は販売の委託をする見込みがないと認められる者からの閲覧の申出であること。
- (2) 安定的な決済を確保する観点からの対象卸売業者の財務の状況の確認を目的とした閲覧の申出でないことと認められること。
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出が行われていると認められること。

5 条例第12条第2項の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法により行わせなければならない。

(せり人の登録の申請手続等)

第14条 条例第13条第3項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類で同項の規定による申請(以下この条において「承認申請」という。)に係るせり人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の写し又はこれに代わるべき書類
- (3) 条例第13条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (4) その承認申請を行う日前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の写真2葉
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 条例第13条第4項第4号の規則で定める者は、せりを公正かつ適確に遂行するために必要な経験又は能力を有しない者とする。

(せり人登録証及びせり人記章)

第15条 せり人は、市場においてせりを行うときは、条例第13条第5項の規定により交付されたせり人登録証を携帯するとともに、同項の規定により交付されたせり人記章を着用しなければならない。

- 2 せり人は、条例第13条第5項の規定により交付されたせり人登録証又はせり人記章（以下「せり人登録証等」という。）を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、速やかに、市長に申請して、その再交付を受けなければならない。
- 3 前項の規定によるせり人登録証等の再交付の申請は、せり人登録証等紛失届兼再交付申請書を市長に提出して行わなければならない。
- 4 第2項の規定によりせり人登録証等の再交付を受けたせり人は、当該せり人登録証等の作成に要した費用を弁償しなければならない。ただし、せり人登録証等を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 5 せり人は、第2項の規定によりせり人登録証等を紛失したことを理由にその再交付を受けた場合において、その紛失したせり人登録証等を発見したときは、直ちに、当該せり人登録証等を市長に返還しなければならない。

（条例第14条第1項第3号の規則で定める場合）

第16条 条例第14条第1項第3号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者が偽りその他不正の手段により条例第13条第1項の登録を受けたとき。
- (2) せりを公正かつ適確に遂行するために必要な能力を有しなくなったと認められるとき。

第2節 仲卸業者

（仲卸しの業務の承認の申請手続等）

第17条 条例第15条第3項の承認申請書（以下この条において「承認申請書」という。）には、次の各号に掲げる事項で同項の規定による申請（以下この条において「承認申請」という。）を行う者（以下この条において「申請者」という。）に係るものを記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
 - (2) 個人にあっては、仲卸しの業務に係る商号又は屋号
 - (3) 法人にあっては、役員の名及び住所
 - (4) 法人にあっては、資本金又は出資金の額
 - (5) 行おうとする仲卸しの業務の取扱品目
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 承認申請書には、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類で申請者に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。
- (1) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類
 - ア 第6条第2項第1号から第4号まで及び第10号に掲げる書類
 - イ 条例第15条第4項第1号から第3号まで又は次項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - ウ その承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度（以下この項において「申請年度」という。）の前事業年度における貸借対照表
 - エ 申請年度の前事業年度における損益計算書
 - オ 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - カ 卸売業者と締結した取引協定書の写し
 - キ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
 - ア 履歴書
 - イ 住民票の写し又はこれに代わるべき書類
 - ウ 前号イ及びカに掲げる書類
 - エ 申請日前30日以内の日現在における資産に係る調書
 - オ 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書

カ 個人の市町村民税の滞納がないことを証する書類

キ その他市長が必要と認める書類

3 条例第15条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第17条の規定による条例第15条第1項の承認（以下「仲卸承認」という。）の取消し又は条例第47条第1項若しくは第2項の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して3年を経過しない者
- (2) 卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人
- (3) 仲卸しの業務を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者
- (4) 仲卸しの業務の事業計画が適切でない者又はその遂行が確実と認められない者（仲卸業者の保証金の額等）

第18条 条例第16条第2項の規則で定める同条第1項の保証金（以下この条において「保証金」という。）の額は、取扱品目の部類ごとに、150,000円（倉庫、発酵庫又は加工場を使用する場合は、200,000円）とする。

2 第7条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定は、保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「第8条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、同条第3項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、同条第5項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「第8条第1項又はこの条第3項」とあるのは「第16条第1項又はこの規則第18条第2項において読み替えて準用する第3項」と、同条第8項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と読み替えるものとする。（条例第17条第3号の規則で定める場合）

第19条 第8条の規定は、条例第17条第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、第8条第1号及び第2号中「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、同条第3号中「卸売承認」とあるのは「条例第15条第1項の承認」と、同条第4号中「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と読み替えるものとする。（仲卸業者の事業の譲渡しの承認の申請手続）

第20条 条例第18条第4項の規定による申請（同条第1項の承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請」という。）は、当該承認申請に係る事業（以下この条において「譲渡事業」という。）の譲渡人及び譲受人が条例第18条第4項の承認申請書（当該承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請書」という。）に連署して行わなければならない。

2 第17条第1項の規定は、承認申請書について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「条例第18条第4項」と、「以下この条において「承認申請」という。）を行う者（以下この条において「申請者」という。）とあるのは「同条第1項の承認に係るものに限る。）に係る事業の譲受人（第1号に掲げる事項にあっては、当該事業の譲渡人及び譲受人」と読み替えるものとする。

3 承認申請書には、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類でその譲渡事業の譲受人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

(1) 譲渡事業の譲受人が法人である場合 次に掲げる書類

ア 第17条第2項第1号ア、イ及びカに掲げる書類

イ その承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度（以下この項において「申請年度」という。）の前事業年度における貸借対照表

ウ 申請年度の前事業年度における損益計算書

エ 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書

オ 当該譲渡事業の譲渡しに係る契約書の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 譲渡事業の譲受人が個人である場合 次に掲げる書類

- ア 第17条第2項第2号アからウまで及びカ並びに前号エ及びオに掲げる書類
- イ 申請日前30日以内の日現在における資産に係る調書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(法人仲卸業者の合併又は分割の承認の申請手続)

第21条 条例第18条第4項の規定による申請(同条第2項の承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請」という。)は、当該承認申請に係る合併又は分割の当事者たる法人が条例第18条第4項の承認申請書(当該承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請書」という。)に連署して行わなければならない。

2 第17条第1項の規定は、承認申請書について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「条例第18条第4項」と、「申請(」とあるのは「申請(同条第2項の承認に係るものに限る。)」と、「を行う者(以下この条において「申請者」という。)」とあるのは「に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は承認申請に係る分割により仲卸しの業務を承継する法人(第1号に掲げる事項にあっては、承認申請に係る合併又は分割の当事者たる法人」と読み替えるものとする。

3 承認申請書には、次の各号に掲げる書類でその承認申請に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又はその承認申請に係る分割により仲卸しの業務を承継する法人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 第17条第2項第1号ア、イ及びカに掲げる書類
- (2) その承認申請を行う日の属する事業年度(以下この項において「申請年度」という。)の前事業年度における貸借対照表
- (3) 申請年度の前事業年度における損益計算書
- (4) 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (5) その承認申請に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(仲卸業者の相続による業務承継の承認の申請手続)

第22条 第17条第1項の規定は、条例第18条第4項の承認申請書(同条第3項の承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請書」という。)について準用する。この場合において、第17条第1項中「同項」とあるのは「条例第18条第4項」と、「以下この条において「承認申請」という。)を行う者(以下この条において「申請者」という。)」とあるのは「同条第3項の承認に係るものに限る。)を行う者(第1号に掲げる事項にあっては、当該者及びその被相続人」と読み替えるものとする。

2 承認申請書には、次の各号に掲げる書類でその条例第18条第4項の規定による申請(同条第3項の承認に係るものに限る。以下この条において「承認申請」という。)を行う者(以下この条において「申請者」という。)に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 第17条第2項第2号アからウまで及びカに掲げる書類
- (2) 当該承認申請を行う日(以下この項において「申請日」という。)前30日以内の日現在における資産に係る調書
- (3) 申請日の属する事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (4) 仲卸業者との続柄を証する書類
- (5) 申請者が仲卸業者に係る仲卸しの業務を引き続き営むことについての申請者以外の仲卸業者の相続人の同意書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(仲卸業者の事業の譲渡し等の不承認に関する条例の規定の技術的読替え等)

第23条 条例第18条第6項において条例第15条第4項の規定を準用する場合における同項の規定に係る技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第15条第4項	前項	第18条第4項
	行った者	行った者(同条第1項又は第2項の承認に係るものにあつては、当該申請に係る事業の譲受人又は当該申請に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人若しくは当該申請に係る分割により仲卸しの業務を承継する法人)
	第1項	同条第1項から第3項まで

2 第17条第3項の規定は、条例第18条第6項において読み替えて準用する条例第15条第4項第4号の規則で定める者について準用する。

(仲卸業者の届出)

第24条 第12条第1項の規定は、条例第19条第1項の規定による届出について準用する。この場合において、第12条第1項中「同項第1号」とあるのは「条例第19条第1項第1号」と、「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、「次項第1号から第4号」とあるのは「第24条第2項第1号から第5号」と読み替えるものとする。

2 条例第19条第1項第4号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第17条第1項第2号から第5号までに掲げる事項のいずれかに変更があつたとき。
- (2) 第12条第2項第2号に掲げる場合
- (3) 卸売に参加する者に異動等があつたとき。
- (4) 条例第15条第4項第1号から第3号まで又はこの規則第17条第3項第2号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (5) その他市長が別に定める場合

3 条例第19条第2項の規定による届出は、同項各号に掲げる事由が生じた後速やかに、届出内容その他必要な事項を記載した届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(仲卸業者の事業報告書の作成等)

第25条 条例第20条の事業報告書(以下この条において「事業報告書」という。)は、事業報告様式の例により作成しなければならない。

2 条例第20条の規定による事業報告書の提出は、毎事業年度の末日の翌日から起算して90日を経過する日までに行わなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認の申請手続等)

第26条 条例第21条第3項の承認申請書(以下この条において「承認申請書」という。)には、次の各号に掲げる事項で同項の規定による申請(以下この条において「承認申請」という。)を行う者(以下この条において「申請者」という。)に係るものを記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 個人にあつては、卸売業者から卸売を受ける業務(以下「売買参加業務」という。)に係る商号又は屋号
- (3) 法人にあつては、役員の名及び住所
- (4) 法人にあつては、資本金又は出資金の額
- (5) 売買参加業務の取扱品目の部類
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 承認申請書には、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類で申請者に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理

由があると市長が認める書類は、この限りでない。

(1) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類

ア 第6条第2項第1号から第4号まで及び第10号に掲げる書類

イ 条例第21条第4項第1号から第3号まで又は次項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

ウ その承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度（以下この項において「申請年度」という。）の前事業年度における貸借対照表

エ 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書

オ 卸売業者と締結した取引協定書の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類

ア 第17条第2項第2号ア、イ及びカ並びに前号イ、エ及びオに掲げる書類

イ 申請日前30日以内の日現在における資産に係る調書

ウ その他市長が必要と認める書類

3 条例第21条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 条例第22条の規定による条例第21条第1項の承認（以下「売買参加承認」という。）の取消し又は条例第47条第1項若しくは第2項の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して1年を経過しない者

(2) 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人

(3) 売買参加業務を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者

（条例第22条第2号の規則で定める場合）

第27条 第8条の規定は、条例第22条第2号の規則で定める場合について準用する。

この場合において、第8条第1号中「卸売の業務」とあるのは「卸売業者から卸売を受ける業務（以下「売買参加業務」という。）」と、同条第2号中「卸売の業務」とあるのは「売買参加業務」と、同条第3号中「卸売承認」とあるのは「条例第21条第1項の承認」と、同条第4号中「卸売の業務」とあるのは「売買参加業務」と読み替えるものとする。

（売買参加者の届出）

第28条 条例第23条第1項の規定による届出は、同項第1号に該当するときは卸売業者から卸売を受けることをやめようとする日の30日前までに、同項第2号又は次項第1号から第4号までのいずれかに該当するときはその該当する事由が生じた後速やかに、届出内容その他必要な事項を記載した届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 条例第23条第1項第3号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 第26条第1項第2号から第5号までに掲げる事項のいずれかに変更があったとき。

(2) 卸売に参加する者に異動等があったとき。

(3) 条例第21条第4項第1号から第3号まで又はこの規則第26条第3項第2号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他市長が別に定める場合

3 第24条第3項の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第19条第2項の規定による届出について準用する。

第4節 その他の事業者

（条例第24条第1項第1号エの規則で定める物品等）

第29条 条例第24条第1項第1号エの規則で定める物品は、別表第2のとおりとする。

2 条例第24条第1項第2号の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 施設保守業

(2) その他市長が必要と認める業務

3 条例第24条第1項第3号の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 生鮮食料品以外の物品の販売業
- (2) 銀行業
- (3) その他市長が必要と認める業務
(指定事業者等の承認の申請手続等)

第30条 条例第24条第2項の承認申請書(以下この条において「承認申請書」という。)には、次の各号に掲げる事項で同項の規定による申請(以下この条において「承認申請」という。)を行う者(以下この条において「申請者」という。)に係るものを記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 個人にあつては、営なもうとする業務(以下この項において「承認業務」という。)に係る商号又は屋号
- (3) 法人にあつては、役員の名及び住所
- (4) 法人にあつては、資本金又は出資金の額
- (5) 承認業務の種類及び内容
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 承認申請書には、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類で申請者に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。

- (1) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類
 - ア 第6条第2項第1号から第4号まで及び第10号に掲げる書類
 - イ 指定事業又は第1種関連事業に係る承認申請にあつては、条例第24条第3項第1号又は次項第1号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - ウ 第2種関連事業に係る承認申請にあつては、条例第24条第4項第1号又は第4項第1号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - エ その承認申請を行う日(以下この項において「申請日」という。)の属する事業年度(以下この項において「申請年度」という。)の前事業年度における貸借対照表
 - オ 申請年度の前事業年度における損益計算書
 - カ 指定事業に係る承認申請にあつては、申請年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - キ 事業経歴書
 - ク その他市長が必要と認める書類

- (2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
 - ア 第17条第2項第2号ア、イ及びカ並びに前号イ、ウ、カ及びキに掲げる書類
 - イ 申請日前30日以内の日現在における資産に係る調書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

3 条例第24条第3項第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第26条第1項の規定による指定事業承認若しくは第1種関連事業承認の取消し又は条例第47条第1項若しくは第2項の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
- (2) 指定事業又は第1種関連事業を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者

4 条例第24条第4項第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第26条第2項の規定による第2種関連事業の承認(以下「第2種関連事業承認」という。)の取消し又は条例第47条第1項若しくは第2項の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第2種関連事業を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者
(指定事業者及び関連事業者の保証金の額等)

第31条 条例第25条第2項の規則で定める同条第1項の保証金（以下この条において「保証金」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 指定事業者 500,000円

(2) 関連事業者 使用料の月額額の3倍に相当する額（当該額が50,000円に満たないときは50,000円、3,000,000円を超えるときは3,000,000円）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、保証金の額を別に定めることができる。

3 第7条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定は、保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「第8条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「卸売の業務」とあるのは「指定事業（第1種関連事業承認を受けた者にあつては第1種関連事業、条例第24条第1項の規定による第2種関連事業の承認を受けた者にあつては第2種関連事業。以下この条において同じ。）」と、同条第3項中「卸売業者」とあるのは「指定事業者及び関連事業者」と、「卸売の業務」とあるのは「指定事業」と、同条第5項中「卸売業者」とあるのは「指定事業者又は関連事業者（以下この条において「指定事業者等」という。）」と、「第8条第1項又はこの条第3項」とあるのは「第25条第1項又はこの規則第31条第3項において読み替えて準用する第3項」と、同条第8項中「卸売業者」とあるのは「指定事業者等」と読み替えるものとする。

（条例第26条第1項第3号及び第2項第2号の規則で定める場合）

第32条 第8条の規定は、条例第26条第1項第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、第8条第1号中「卸売の業務」とあるのは「指定事業又は第1種関連事業（以下「指定事業等」という。）」と、同条第2号中「卸売の業務」とあるのは「指定事業等」と、同条第3号中「卸売承認」とあるのは「指定事業承認又は第1種関連事業承認」と、同条第4号中「卸売の業務」とあるのは「指定事業等」と読み替えるものとする。

2 第8条の規定は、条例第26条第2項第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、第8条第1号及び第2号中「卸売の業務」とあるのは「第2種関連事業」と、同条第3号中「卸売承認」とあるのは「条例第24条第1項の規定による第2種関連事業の承認」と、同条第4号中「卸売の業務」とあるのは「第2種関連事業」と読み替えるものとする。

（指定事業者の指定事業の譲渡しの承認の申請手続等）

第33条 第20条第1項及び第21条第1項の規定は条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の規定による申請について、第20条第2項、第21条第2項及び第22条第1項の規定は条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の承認申請書について、それぞれ準用する。この場合において、第20条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第1項」と、「事業（）」とあるのは「指定事業（）」と、「が条例第18条第4項」とあるのは「が条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項」と、同条第2項中「第18条第4項」とあるのは「第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項」と、「同条第1項」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第1項」と、第21条第1項中「同条第2項」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第2項」と、「が条例第18条第4項」とあるのは「が条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項」と、同条第2項中「第18条第4項」とあるのは「第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第2項」と、第22条第1項中「同条第3項」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第3項」と、「第18条第4項」とあるのは「第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項」と読み替えるものとする。

- 2 条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の承認申請書（条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第1項の承認（以下この項において「1項承認」という。）に係るものに限る。）には、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類でその条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の規定による申請（1項承認に係るものに限る。以下この項において「承認申請」という。）に係る指定事業（以下この項において「譲渡事業」という。）の譲受人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。
- (1) 譲渡事業の譲受人が法人である場合 次に掲げる書類
- ア 第30条第2項第1号ア及びキに掲げる書類
 - イ 条例第24条第3項第1号又はこの規則第30条第3項第1号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - ウ 当該承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度（以下この項において「申請年度」という。）の前事業年度における貸借対照表
 - エ 申請年度の前事業年度における損益計算書
 - オ 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - カ 当該譲渡事業の譲渡しに係る契約書の写し
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 譲渡事業の譲受人が個人である場合 次に掲げる書類
- ア 第17条第2項第2号ア、イ及びカ、第30条第2項第1号キ並びに前号イ、オ及びカに掲げる書類
 - イ 申請日前30日以内の日現在における資産に係る調書
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- 3 条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の承認申請書（条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第2項の承認（以下この項において「2項承認」という。）に係るものに限る。）には、次の各号に掲げる書類でその条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の規定による申請（2項承認に係るものに限る。以下この項において「承認申請」という。）に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又はその承認申請に係る分割により指定事業を承継する法人に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。
- (1) 第30条第2項第1号ア及びキ並びに前項第1号イに掲げる書類
 - (2) その承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度（以下この項において「申請年度」という。）の前事業年度における貸借対照表
 - (3) 申請年度の前事業年度における損益計算書
 - (4) 申請年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - (5) その承認申請に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の承認申請書（条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第3項の承認（以下この項において「3項承認」という。）に係るものに限る。）には、次の各号に掲げる書類でその条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第18条第4項の規定による申請（3項承認に係るものに限る。以下この項において「承認申請」という。）を行う者（以下この項において「申請者」という。）に係るものを添付しなければならない。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認める書類は、この限りでない。
- (1) 第17条第2項第2号ア、イ及びカ、第30条第2項第1号キ並びに第2項第1号イに掲げる書類

- (2) 当該承認申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）前30日以内の日現在における資産に係る調書
- (3) 申請日の属する事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (4) 指定事業者との続柄を証する書類
- (5) 申請者が指定事業者に係る指定事業を引き続き営むことについての申請者以外の指定事業者の相続人の同意書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（指定事業者及び関連事業者に関する条例の規定の技術的読替え等）

第34条 条例第27条第1項において指定事業者について条例第18条（第6項を除く。）から第20条までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条の見出し	事業	指定事業
第18条第1項	事業（仲卸しの業務に係るものに限る。）	指定事業（第24条第1項第1号に規定する指定事業をいう。以下この条から第20条までにおいて同じ。）
第18条第2項	法人仲卸業者	法人指定事業者
	仲卸しの業務	指定事業
第18条第3項	仲卸しの業務	指定事業
第18条第4項	前各項	第27条第1項において読み替えて準用する前各項
第18条第5項	第3項	第27条第1項において読み替えて準用する第3項
	前項	第27条第1項において読み替えて準用する前項
第19条第1項第1号及び第2号並びに第20条	仲卸しの業務	指定事業

2 条例第27条第1項において関連事業者について条例第19条の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条第1項第1号	仲卸しの業務	第24条第1項第2号に規定する第1種関連事業（同項の規定による第2種関連事業（同項第3号に規定する第2種関連事業をいう。以下この号において同じ。）の承認を受けた者にあつては、第2種関連事業。次号において「第1種関連事業等」という。）
第19条第1項第2号	仲卸しの業務	第1種関連事業等

3 第24条の規定は、条例第27条第1項において条例第19条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第24条の見出し中「仲卸業者」とあるのは「指定事業者及び関連事業者」と、同条第1項中「第19条第1項第1号」とあるのは「第27条第1項において読み替えて準用する条例第19条第1項第1号」と、「仲卸しの業務」と、「」とあるのは「指定事業、第1種関連事業又は第2種関連事業」と、「同

項第3号又は」と、「第24条第2項第1号」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第19条第1項第3号又はこの規則第34条第3項において読み替えて準用する第24条第2項第1号」と、同条第2項第1号中「第17条第1項第2号」とあるのは「第30条第1項第2号」と、同項第4号中「条例第15条第4項第1号から第3号まで又はこの規則第17条第3項第2号のいずれか」とあるのは「指定事業者又は第1種関連事業者にあつては条例15条第4項第1号から第3号までのいずれかに、第2種関連事業者にあつては暴力団等」と、同条第3項中「同項各号」とあるのは「条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第19条第2項各号」と読み替えるものとする。

- 4 第25条第1項の規定は条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第20条の事業報告書について、第25条第2項の規定は条例第27条第1項において読み替えて準用する条例第20条の規定による同条の事業報告書の提出について、それぞれ準用する。
- 5 条例第27条第2項において条例第15条第4項を準用する場合における同項の規定に係る技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条第4項	前項	第27条第1項において読み替えて準用する第18条第4項
	行った者	行った者(第27条第1項において読み替えて準用する第18条第1項又は第2項の承認に係るものにあつては、当該申請に係る指定事業(第24条第1項第1号に規定する指定事業をいう。以下この項において同じ。)の譲受人又は当該申請に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人若しくは当該申請に係る分割により指定事業を承継する法人)
	第1項	第27条第1項において読み替えて準用する第18条第1項から第3項まで

- 6 第30条第3項の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第15条第4項第4号の規則で定める者について準用する。

(売上高の報告)

第35条 指定事業者は、1月において販売した物品(乾物を除く。)の数量及びその売上金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)を、その翌月の初日以後速やかに、書面により市長に報告しなければならない。

- 2 前項の書面には、開場日ごとの売上高の明細を記載した書類を添付しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の差止め等の事由)

第36条 条例第29条第4項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 談合その他不正な行為があるとき。
- (2) 不当な値段を生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 条例第29条第5項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 売買において不正又は不当な行為があるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(せり売の方法)

第37条 せり売は、せり人がせり売をしようとする物品について荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、上場単位ごとに行わなければならない。ただし、規格が統一されており、かつ、大量の同一荷口である場合において、市長が必要と認めるときは、別の方法によることができる。

2 せり落としは、せり人が最高価格を呼び上げたときに申込みを行った者をせり落とし人として決定する。ただし、指値（市場における卸売のための販売の委託（以下「販売委託」という。）をした者（以下「委託者」という。）の希望価格の108分の100に相当する額をいう。以下同じ。）が付された受託物品（委託者からその販売委託を引き受けた物品をいう。以下同じ。）について、その最高価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

3 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によりせり落とし人を決定しなければならない。

4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちに、その価格及びせり落とし人の氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第38条 入札は、入札をしようとする物品の荷印、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札参加者をして入札書に氏名、金額その他の指定事項を記載させることにより行わなければならない。

2 開札は、入札が終了した後、直ちにしなければならない。

3 最高価格の入札者を落札者とする。

4 前条第2項ただし書、第3項及び第4項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第39条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者を確認することができない入札
- (2) 入札金額その他記載事項が不明瞭な入札
- (3) 入札に際して不正行為があったと認められる入札
- (4) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく指示に違反した入札

2 せり人は、前項各号のいずれかに該当する入札があったときは、開札の際、その入札者に対し、当該入札が無効である旨を宣告するとともに、その理由を明示しなければならない。

(異議の申出等)

第40条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちに、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による異議の申出について正当な理由があると認めるときは、再度のせり売又は入札を命ずることができる。

(場外者等に対する卸売の報告等)

第41条 条例第31条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類により行わなければならない。

- (1) 条例第31条第2項の規定による協議（以下この条において「事前協議」という。）を行ったとき 事前協議報告書
- (2) 場外者等に対する卸売を行ったとき 第三者販売報告書

2 前項第1号の事前協議報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 卸売業者の名称及びその代表者の氏名
- (2) 事前協議の相手方の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名。第5号及び次項第3号において同じ。）
- (3) 事前協議の内容

- (4) 場外者等に対する卸売を行おうとする物品の品名、産地及び出荷者並びに当該物品の卸売の予定数量
 - (5) 場外者等に対する卸売の相手方の氏名
 - (6) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号
 - (7) 場外者等に対する卸売を行おうとする理由
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- 3 第1項第2号の第三者販売報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 卸売業者の名称及びその代表者の氏名
 - (2) 場外者等に対する卸売を行った物品の品名、産地及び出荷者並びに当該物品の卸売の数量
 - (3) 場外者等に対する卸売の相手方の氏名
 - (4) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号
 - (5) 場外者等に対する卸売を行った理由
 - (6) その他市長が必要と認める事項
(卸売業者の市場外販売の承認の申請手続)
- 第42条 条例第32条第2項の承認申請書(以下この条において「承認申請書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 卸売業者の名称及びその代表者の氏名
 - (2) 条例第32条第1項に規定する販売(卸売承認に係る卸売の業務としての卸売を除く。以下この条において「卸売業者の市場外販売」という。)の内容
 - (3) 卸売業者の市場外販売を行おうとする理由
 - (4) 卸売業者の市場外販売の開始予定年月日
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 承認申請書には、卸売業者の市場外販売に係る事業計画書を添付しなければならない。
(受託拒否の禁止)
- 第43条 卸売業者は、卸売承認に係る取扱品目の部類に属する物品について販売委託の申込みがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、その引受けを拒んではならない。
- (1) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
 - (2) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等が、市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と同程度の品質であると市長が認める場合
 - (3) 販売委託の引受けにより卸売業者がその卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
 - (4) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為があったと疑われる場合又はその販売を制限する旨の行政機関の指示若しくは命令があった場合
 - (5) 販売委託に係る売買取引の条件が条例第39条第1項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に合致しない場合
 - (6) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場における売買取引以外の売買取引の残品であることが明白な場合
 - (7) 販売委託の申込みが暴力団等から行われたものである場合
 - (8) その他市長が販売委託の引受けを拒む正当な理由があると認める場合
(場外者等からの買入れ等の報告等)
- 第44条 条例第34条第3項において準用する条例第31条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類により行わなければならない。
- (1) 条例第34条第2項の規定による協議(以下この条において「事前協議」という。)を行ったとき 事前協議報告書
 - (2) 場外者等からの買入れ等を行ったとき 場外買付報告書
- 2 前項第1号の事前協議報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 仲卸業者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名。次号、第5号並び

に次項第1号及び第3号において同じ。)

- (2) 事前協議の相手方の氏名
- (3) 事前協議の内容
- (4) 場外者等からの買入れ等を行おうとする承認物品の品名並びにその買入れ及び販売の予定数量
- (5) 前号の承認物品の買入れの相手方の氏名
- (6) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号
- (7) 場外者等からの買入れ等を行おうとする理由
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 第1項第2号の場外買付報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名
- (2) 場外者等からの買入れ等を行った承認物品の品名並びにその買入れ及び販売の数量
- (3) 前号の承認物品の買入れの相手方の氏名
- (4) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号
- (5) 場外者等からの買入れ等を行った理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

(仲卸業務以外の販売の承認の申請手続)

第45条 条例第35条第2項において読み替えて準用する条例第32条第2項の承認申請書(以下この条において「承認申請書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
- (2) 承認物品の販売(仲卸承認に係る仲卸しの業務としての販売を除く。以下この条において「仲卸業者の市場外販売」という。)の内容
- (3) 仲卸業者の市場外販売を行おうとする理由
- (4) 仲卸業者の市場外販売の開始予定年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 承認申請書には、仲卸業者の市場外販売に係る事業計画書を添付しなければならない。(仲卸業者の市場外施設の設置の報告)

第46条 条例第35条第4項の規定による報告は、同条第3項に規定する施設の設置後遅滞なく、仲卸業者市場外施設設置届出書により行わなければならない。

(販売原票及び売渡票の作成等)

第47条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、販売原票及び売渡票を作成しなければならない。

2 前項の販売原票には、一連番号を付し、市長が請求したときは、卸売業者は、その写しを市長に提出しなければならない。

3 卸売業者は、第1項の売渡票のうち1通をその卸売に係る仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第48条 条例第36条第1項の規定による報告は、卸売の開始時刻までに、同項各号に掲げる物品ごとに作成された卸売予定数量等報告書(これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。第5項において同じ。))により行わなければならない。

2 条例第36条第2項の規定による報告は、次の開場日における市場の開場の時刻までに、同項各号に掲げる物品ごとに作成された卸売数量等報告書(これに記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項及び第5項において同じ。))により行わなければならない。

3 前項の卸売数量等報告書には、市場に搬入せずに卸売(電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法によるものを含む。))をした物品

の卸売数量及び卸売価格を記載し、又は記録しなければならない。

- 4 条例第36条第3項の規定による報告は、毎月15日までに、市況等に関する月例報告書（これに記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）により行わなければならない。
- 5 第1項の卸売予定数量等報告書、第2項の卸売数量等報告書又は前項の市況等に関する月例報告書に記載し、又は記録する品目は、市長が別に定める主要品目表によるものとする。

（売買取引の条件等の公表）

第49条 条例第39条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 卸売を行う日及びその時間帯
 - (2) 卸売承認に係る取扱品目
 - (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
 - (4) 卸売業者が販売委託の引受けについてその委託者から収受する手数料（以下「委託手数料」という。）その他の生鮮食料品等の卸売に関しその出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び金額
 - (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - (6) 奨励金等（省令第20条第6号に規定する奨励金等をいう。以下同じ。）がある場合には、その種類、内容及び金額並びにその交付の基準
- 2 条例第39条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 卸売を行う日の主要な品目ごとのその卸売の予定数量
 - (2) 卸売を行った日の主要な品目ごとのその卸売の数量及びその卸売価格
 - (3) 卸売を行った日の属する月の前月中に行われた卸売に係る委託手数料の種類ごとの受領額（奨励金等がある場合は、当該受領額及び当該卸売に係る奨励金等のその種類ごとの交付額）
- 3 条例第39条第2項の規定による公表は、前項第1号に掲げる事項にあつては卸売の開始時刻までに、同項第2号に掲げる事項にあつては次の開場日における市場の閉場の時刻までに、同項第3号に掲げる事項にあつては毎月15日までに行わなければならない。

第50条 削除

第50条の2 削除

第51条 削除

第4章 削除

第52条 削除

第5章 市場施設の使用

（市場施設の使用を許可する場合）

第53条 条例第41条第2項の必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が使用するとき。
- (2) 市場運営に必要な者が使用するとき。

（市場施設の使用の許可を受けた者の保証金の預託方法等）

第53条の2 第7条第3項から第5項まで及び第8項の規定は、条例第41条第4項の保証金について準用する。この場合において、第7条第3項中「卸売業者は、保証金」とあるのは「条例第41条第2項の規定による許可を受けた者（以下「施設使用許可者」という。）は、条例第41条第4項の保証金（以下この条において「保証金」という。）」と、「卸売の業務を行って」とあるのは「市場施設を使用して」と、同条第5項中「卸売業者」とあるのは「施設使用許可者」と、「第8条第1項又はこの条第3項」とあるのは「第41条第4項又はこの規則第53条の2において読み替えて準用する第3項」と、同条第8項中「卸売業者」とあるのは「施設使用許可者」と読み替えるものとする。

（使用料の額等）

第54条 条例第42条第1項の規則で定める額及び使用料の納付期限は、別表第3の左欄に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

2 別表第3に掲げる使用料（卸売業者市場使用料、指定事業者市場使用料、冷蔵庫1号使用料、冷蔵庫2号使用料及び特設駐車場使用料を除く。）の算定に当たり、市場施設の使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとする。使用面積が1平方メートルに満たないときも、同様とする。

3 使用者は、市場施設の使用の有無にかかわらず、別表第3の右欄に掲げる納付期限の区分に応じ、1月単位で使用料を納付しなければならない。

（条例第42条第2項及び第3項ただし書の規則で定める特別の理由）

第55条 条例第42条第2項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体その他の公共団体が使用するとき。

(2) その他市長が特に減免の必要があると認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 条例第42条第3項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 使用期間が1月に満たなかった場合において、市長が1月分の使用料を徴収することが適当でないとき。

(2) 使用者の責めに帰することのできない理由により市場施設の使用ができなくなったとき。

4 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

（光熱水費等）

第56条 条例第42条第4項に規定する市長が指定するものは、使用者が使用する電気、ガス、水道及び下水道（以下「電気等」という。）の使用料とする。

2 使用者が負担する前項の使用料の額は、計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量器の表示及び市場全体において要した電気等の料金の額を基準として、市長が認定する。

（市場施設の用途変更等の承認の申請手続）

第57条 使用者は、条例第43条第1項ただし書に規定する承認を受けようとするときは、用途変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

（市場施設の原状変更の承認の申請手続等）

第58条 使用者は、条例第43条第2項ただし書に規定する承認を受けようとするときは、原状変更承認申請書に設計書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、条例第43条第2項に規定する行為の完了後遅滞なく市長に届け出て、その確認を受けなければ、当該行為に係る市場施設の部分を使用することができない。

（市場施設の返還等）

第59条 相続人等は、条例第44条第1項の規定により市場施設を返還しようとするときは、市場施設返還届出書を市長に提出して当該市場施設の現状についての検査を受けなければならない。この場合において、同条第2項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、原状回復義務不存在承認申請書を提出しなければならない。

第6章 監督

（卸売業者に対する改善措置命令）

第59条の2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該卸売業者に対し、必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合

(3) 連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合

（仲卸業者に対する改善措置命令）

第60条 市長は、仲卸業者が次に掲げる区分に応じ当該号に定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 仲卸業者が法人である場合 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (2) 仲卸業者が個人である場合 前条第1号から第3号までに掲げる場合に準じて市長が別に定める場合

第7章 雑則

(卸売業者が卸売の業務を行うことができない場合の措置)

第61条 卸売業者は、条例第49条第1項に規定する場合に該当するときは、遅滞なく、受託物品又は販売委託の申込みのあった物品で未販売のものについてその品目、数量、委託者その他受託に関する事項を市長に報告し、業務を引き継がなければならない。

(市場内の掲示事項)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した書類を市場内に掲示するものとする。

- (1) 条例第5条第2項の規定により休場日に開場し、又は休場日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第6条ただし書の規定により市場の開場の時間を臨時に変更したとき。
- (3) 卸売承認を行い、又は条例第9条の規定により卸売承認を取り消したとき。
- (4) 条例第13条第1項の登録を行い、又は条例第14条第1項の規定により当該登録を取り消したとき。
- (5) 仲卸承認を行い、又は条例第17条の規定により仲卸承認を取り消したとき。
- (6) 売買参加承認を行い、又は条例第22条の規定により売買参加承認を取り消したとき。
- (7) 指定事業承認、第1種関連事業承認若しくは第2種関連事業承認を行い、又は条例第26条第1項の規定により指定事業承認若しくは第1種関連事業承認を取り消し、若しくは同条第2項の規定により第2種関連事業承認を取り消したとき。
- (8) 条例第11条第1項第1号若しくは第2号のいずれかに該当することを理由とする同項の規定による届出又は同条第2項の規定による届出があったとき。
- (9) 条例第19条第1項第1号若しくは第2号(条例第27条第1項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)のいずれかに該当することを理由とする条例第19条第1項(条例第27条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出又は条例第19条第2項(条例第27条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出があったとき。
- (10) 条例第23条第1項第1号に該当することを理由とする同項の規定による届出又は同条第2項において準用する第19条第2項の規定による届出があったとき。
- (11) 条例第10条第1項若しくは第2項又は第18条第1項から第3項まで(条例第27条第1項において条例第18条第1項から第3項までの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の承認を行ったとき。
- (12) 条例第33条第3項の規定により物品の売買取引を差し止め、又は当該物品の撤去を命じたとき。
- (13) 条例第47条第1項又は第2項の規定による処分を行ったとき。
- (14) 条例第49条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により卸売代行業者が卸売の業務を行い、又は同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が卸売の業務を行うとき。
- (15) 市場に関する法令、条例、この規則その他の規程の制定又は改廃があったとき。
- (16) その他市長が市場内において周知させることが適当と認める事実が生じたとき。

(環境の保持)

第63条 市場に入場する者は、常に市場の清潔な環境の保持のため、市場の使用後は必ず清掃を行うとともに、廃棄物を所定の場所に投棄しなければならない。

2 使用者は、常に商品、容器その他の物件の整とんを行い、当該物件を通路その他条例第41条第1項の規定による位置の指定を受け、又は同条第2項の規定による使用の許可を受けた市場施設以外の場所に放置してはならない。

3 共同して使用する施設は、当該施設を使用する者が共同して清掃を行わなければならない

ない。

(施行の細目)

第64条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月4日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年9月9日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の尼崎市公設地方卸売市場業務条例(平成18年尼崎市条例第60号)第41条第1項に規定する市場施設の使用に係る使用料(卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び指定事業者市場使用料を除く。)については、なお従前の例による。

付 則 (令和2年6月19日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(委任)

2 この規則の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

別表第1

(平26規則14・一部改正)

年間取扱金額	保証金の額
50億円未満	4,000,000円
50億円以上100億円未満	6,000,000円
100億円以上150億円未満	9,000,000円
150億円以上200億円未満	12,000,000円
200億円以上	16,000,000円

別表第2

品目
海草類、くん製品、乾燥野菜類、乾燥果実類、干しきのこ類、穀製品類、粉製品類、乳製品類、雑穀類、削節類、食用油脂類、調味料類、嗜好食品類、冷凍食品類並びにハム及びソーセージ類

別表第3

(平20規則18・平26規則14・令元規則19・一部改正)

種別	金額	納付期限	
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の2.5に相当する金額	当月分	翌月末日

仲卸業者市場使用料	仲卸業者が買入れた物品の販売金額（当該物品の買入れ金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に100分の105を乗じて得た額をいう。）の1,000分の2.5に相当する金額		まで
指定事業者市場使用料	卸売金額の1,000分の2.5に相当する金額		
卸売場使用料	1月1平方メートルにつき 231円	当月分	毎月末日まで
低温卸売場使用料	1月1平方メートルにつき 青果部用 970円 水産物部用 421円		
仲卸売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,496円		
指定事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき 671円		
関連事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき 甲 1,705円 乙 1,958円		
事務所使用料	1月1平方メートルにつき 甲 748円 乙 1,210円		
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 甲 1,111円 乙 1,419円		
発酵庫使用料	1月1平方メートルにつき 748円		
加工場使用料	1月1平方メートルにつき 1,375円		
冷蔵庫1号使用料	1月につき 616,000円		
冷蔵庫2号使用料	1月につき 924,000円		
保冷库1号使用料	1月1平方メートルにつき 2,134円		
保冷库2号使用料	1月1平方メートルにつき 751円		
買荷保管所使用料	1月1平方メートルにつき 385円		
特設駐車場使用料	1月1台につき 1階部 4,455円 屋上部 軽自動車用 5,148円 普通自動車用 7,150円		
土地使用料	1月1平方メートルにつき 297円		

備考 甲に掲げる金額は昭和58年1月1日前に新築し、増築し、又は改築された関連事業者営業所、事務所又は倉庫（以下「倉庫等」という。）の利用に係る関連事業者営業所使用料、事務所使用料又は倉庫使用料（以下「倉庫使用料等」という。）の額とし、乙に掲げる金額は同日以後に新築し、増築し、又は改築された倉庫等の利用に係る倉庫使用料等の額とする。